

(設置)

第1条 胎内市における総合的な健康づくりのための方策について、市長の諮問に応じ協議し、住民の健康増進を図るため、胎内市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合的な保健計画の策定に関すること。
- (2) 各種健康診査事業、歯科保健事業、健康相談、保健栄養指導、食生活改善等地区の衛生組織の育成、健康教育等及び健康づくりのための方策に関すること。
- (3) その他健康づくりのために必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関、保健医療関係団体、地区の衛生組織、学校、事業所等の代表者及び識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

3 協議会は、委員の半数以上の者の出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成19年3月7日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。